

第28回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時・会場

2025年12月12日(金) 午後1時

セルリアンタワー東急ホテル内

地下2階 ボールルーム

[受付開始予定：午後0時15分]

目次

第28回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	16
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29
株主総会会場ご案内図	裏



株主のみなさまへ

株主のみなさまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

サイバーエージェントは「21世紀を代表する会社を創る」というビジョンを掲げ、創業以来28期増収を続けております。2025年度は、メディア&IP事業が「ABEMA」開局後10年ぶりに黒字化をすると共に、ゲーム事業において複数の新規タイトルがヒットし、上方修正後の予想を大きく上回る大幅増益になりました。

当社は、高収益なビジネスモデルを目指し「ABEMA」の集客力を生かしたIP事業に注力しており、当社の強みであるゲーム展開をはじめ多岐にわたる分野でマネタイズを行い、グループシナジーの最大化を図ってまいります。今期は、3つ目となるアニメスタジオも設立し、原作からマネタイズまでを一気通貫で行える体制が着実に整ってきました。今後、グローバルヒットを見据えた取り組みを推進していきます。

また、当社が「創業者の会社」から「真のパブリックカンパニー」へと進化するため、2022年度より自身のサクセッションプランを実行してまいりました。中長期的な視点で次期経営者に求められる資質や育成方針について議論を重ね、3年半にわたる研修等を経て、このたび次期社長候補を本株主総会にてご承認いただくこととなりました。

創業社長から2代目への継承は難易度が高いと考え、当面は代表取締役2名体制をとり、私自身、会長として伴走する予定です。この期間は役割分担をあえて明確にせず、ゼロから社長業を引き継ぎ、事業構想力や洞察力、求心力といった社長として必要な力を確実に養い、経営の移行をグラデーショナルに進めていきます。あわせて、経営体制の多様性を重視し、今回新たに女性取締役候補者を選任しております。

今後も、次世代への経営移行を着実に完遂させ、創業以来28期連続増収を支えてきた「変革を怠らない文化」を継承します。そして、事業や人材の成長を通じて社会的価値を創造し、「新しい力とインターネットで日本の閉塞感を打破する」というパーパスの実現を志してまいります。

代表取締役
社長

藤田 晋

第28回定時株主総会招集ご通知

1.日 時 2025年12月12日（金曜日）午後1時

2.場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル内 地下2階 ボールルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3.目的事項

報告事項 1. 第28期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第28期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

4.招集にあたっての決定事項

後記2頁から3頁「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、「主要な事業内容」、「主要な拠点等」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「新株予約権等の状況」、「会社役員との責任限定契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「連結計算書類」の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、ならびに「計算書類」の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、当該書面は監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

<当日のライブ配信に関しまして>

2025年12月12日（金）午後1時から、以下よりご覧いただけます。

<https://www.cyberagent.co.jp/ir/stock/meeting/>

会社説明会開催 のご案内

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、「会社説明会」を開催いたします。お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。「会社説明会」は、約1時間を予定しております。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただかない場合



■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。書面による議決権行使の際に議案に対する賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2025年12月11日（木曜日）午後7時必着



■ インターネット等による議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類または議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年12月11日（木曜日）午後7時まで

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会にご出席いただく場合



■ 株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

開催日時 2025年12月12日（金曜日）午後1時

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のいずれかのURLにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主のみなさまのご負担となります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株主価値の向上とともに、配当を継続的に実施していきたいと考えております。

現在、中長期の柱に育てるべく2016年9月期より新しい未来のテレビ「ABEMA」に先行投資をしており、投資期においても株主のみなさまに中長期でご支援いただけるよう2017年9月期より「DOE 5 %以上」を経営指標の目安といたしました。それに伴い2025年9月期の期末配当金を17円とし、経営指標の目安としている「DOE 5 %以上」を達成いたします。第28期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

※DOEとは、自己資本配当率（ROE×配当性向）

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割り当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき17円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は8,615,234,381円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2025年12月15日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

- ①今後の事業内容の多角化・新規事業への進出に備えるため、事業目的を追加するとともに、これに伴う条数等の変更を行うものであります。
- ②新たに会長職を設けるとともに、役職の設置に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1.～12. (条文省略)	1.～12. (現行どおり)
(新設)	13.映画の製作、配給及び販売
(新設)	14.映像作品、アニメーションに関するDVD・Blu-ray等の企画、製作、出版及び販売
13.～57. (条文省略)	15.～59. (現行どおり)
(新設)	60.割賦販売業
58.～59. (条文省略)	61.～62. (現行どおり)
(新設)	63.A I (人工知能) に関するソフトウェア及びハードウェア並びにこれらを活用したサービスの研究、企画、開発、保守、運用業務
(新設)	64.A I (人工知能) に関するソフトウェア及びハードウェア並びにこれらを活用したサービスに関するマーケティング、システムの提供及びコンサルティング業務
60. (条文省略)	65.(現行どおり)
第3章 株主総会 (招集権者及び議長)	第3章 株主総会 (招集権者及び議長)
第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。	第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会で定める取締役が招集し、その議長に任ずる。</u> ただし、当該取締役に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。
第4章 取締役、代表取締役及び取締役会 (取締役会の招集)	第4章 取締役、代表取締役及び取締役会 (取締役会の招集)
第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。	第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会で定める取締役が招集し、その議長となる。</u> ただし、当該取締役に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
(役付取締役)	(役付取締役)
第26条 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。	第26条 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から <u>取締役会長1名、</u> 取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。
(業務執行)	(業務執行)
第27条 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役は取締役社長を補佐して、その業務を執行する。また、常務取締役は取締役社長を補佐して、その業務を分掌する。	第27条 取締役会長及び取締役社長は、当会社の業務を統轄し、 <u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他業務執行を担当する取締役は取締役社長を補佐して、その業務を執行する。</u>
2. (条文省略)	2. (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに2名の新任取締役を加えた取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	性別	現在の当社における 地位・担当	候補者属性	取締役会 出席回数
1	ふじ た 藤田 晋	男性	代表取締役 社長 経営全般	再任	14回／14回 (100%)
2	やまうち 山内 隆裕	男性	専務執行役員 メディア&IP事業管轄	新任	—
3	ひ だか 日高 裕介	男性	取締役 執行役員 副社長 ゲーム事業管轄	再任	14回／14回 (100%)
4	なかやま 中山 豪	男性	取締役 専務執行役員 全社機能管轄	再任	14回／14回 (100%)
5	いしだ 石田 裕子	女性	専務執行役員 全社機能管轄（人事）	新任	—
6	なかむら 中村 恒一	男性	社外取締役	再任 社外 独立	14回／14回 (100%)
7	たかおか 高岡 浩三	男性	社外取締役	再任 社外 独立	14回／14回 (100%)

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者



1

ふじ た すすむ
藤田 晋
(1973年5月16日生)

再任 【担当】 経営全般

所有する当社の株式数 84,254,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年 4 月	(株)インテリジェンス入社	2015年 4 月	(株)AbemaTV 代表取締役就任（現任）
1998年 3 月	当社設立 代表取締役社長就任（現任）	2022年 12月	(株)ゼルビア 代表取締役就任（現任）

■ 取締役候補者とした理由

1998年の創業以来、一貫して代表取締役として企業価値向上を牽引。グループ経営全般を担っており、適切な意思決定・経営の監督を行っています。「21世紀を代表する会社を創る」というビジョンの下、中長期的な企業価値の向上と持続的成長に努め、コーポレート・ガバナンスの強化と経営の監督と執行の分離を進めています。また、メディア事業における新しい未来のテレビ「ABEMA」を中長期で事業の柱にすべく尽力しており、これらの豊富な経験と実績をもとに、グループ経営の監督、更なる企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



2

やまうち たかひろ
山内 隆裕
(1983年8月20日生)

新任 【担当】 メディア&IP事業管轄

所有する当社の株式数 192,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2006年 4 月	当社入社	2020年 12月	当社専務執行役員就任（現任）
2009年 4 月	(株)CyberZ 代表取締役就任（現任）	2023年 9 月	(株)AbemaTV 取締役COO 就任（現任）
2012年 12月	当社取締役就任		
2018年 10月	当社常務取締役就任		

■ 取締役候補者とした理由

2006年新卒入社以来約20年にわたり活躍を続けており、当社カルチャーを深く理解・体現しております。2009年に自ら創業した(株)CyberZでは代表取締役社長としてネット広告の有力企業に育てあげ、2012年には当社の命運をかけた全社戦略であるスマホシフトにおいて広告代理店部門の陣頭指揮をとり、スマートフォン広告シェアを飛躍的に拡大させています。2012年より本体役員室（経営会議）メンバーとして参画し、2023年に(株)AbemaTVのCOOに就任、現在はメディア&IP事業管轄（MIU）担当役員としてメディア&IP事業の黒字化に貢献しました。また、中長期戦略の責任者としてアニメ&IP事業を立ち上げ、アニメ事業本部長として牽引しております。このような資質・実績・役割を踏まえ、更なる企業価値向上のために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。



3 ひだか ゆうすけ
日高 裕介
(1974年4月2日生)

再任 【担当】 ゲーム事業管轄

所有する当社の株式数 3,002,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年 4 月	(株)インテリジェンス入社	2011年 5 月	(株)Cygames取締役就任（現任）
1998年 3 月	当社設立 常務取締役就任	2020年 10月	当社執行役員就任（現任）
2010年 10月	当社取締役副社長就任（現任）		

■ 取締役候補者とした理由

代表取締役藤田とともに創業し、取締役副社長として企業価値向上に貢献。新規事業が競争力である当社においてEC事業、メディアコンテンツ事業に従事した後、2009年にはゲーム事業へ参入し、当事業をグループの主要な事業に成長させています。また、既存タイトルのロングランヒットに向けた運用力の強化や新規タイトルのヒットを目指した競争力の向上などに尽力しており、収益に大きく貢献し続けています。これらの豊富な経験と実績をもとに、グループ経営の監督・ゲーム事業を中心とした事業の拡大を通じた企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



4 なかやま ごう
中山 豪
(1975年11月2日生)

再任 【担当】 全社機能管轄

所有する当社の株式数 1,618,707株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年 4 月	住友商事(株)入社	2015年 7 月	(株)マクアケ取締役就任（現任）
1999年 8 月	当社入社	2020年 10月	当社取締役専務執行役員就任（現任）
2003年 12月	当社取締役就任	2021年 7 月	(株)リアルゲイト取締役就任（現任）
2006年 4 月	当社常務取締役就任		

■ 取締役候補者とした理由

1999年入社後、EC事業の立ち上げ、メディアコンテンツ事業副統括等の4年間の事業経験を経た後、経営本部長に就任。グループ経営管理の仕組みづくり・決算早期化・システム化等を進め、2003年に取締役に就任。グループ財務・投資管理・リスク管理・経営の監督と執行の分離等、全社機能（コーポレート管轄）の責任者として尽力してまいりました。これらの豊富な経験と実績をもとにグループ経営の監督と全社機能の強化を通じて、企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



5 いしだ ゆうこ
石田 裕子
(1981年7月15日生)

新任 【担当】 全社機能管轄（人事）

所有する当社の株式数 13,600株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年 4 月	当社入社	2016年 10月	当社執行役員就任
2013年 2 月	(株)パシャオク 代表取締役	2020年 12月	当社専務執行役員就任（現任）
2014年 9 月	(株)Woman&Crowd 代表取締役		

■ 取締役候補者とした理由

2004年新卒入社以来約20年にわたり、広告・メディア・全社部門において活躍を続けており、当社カルチャーを深く理解・体現しております。インターネット広告事業本部において統括として従事した後、(株)パシャオク及び(株)Woman&Crowdの社長として会社経営を行っており、経営者としての経験を有しております。また、2020年に当社専務執行役員に就任後、人事部責任者として全社的なコンプライアンス強化に従事しております。人事グレードと給与体系の見直し、女性活躍推進及び経営幹部研修等の責任者としても尽力しており、これらの実績及び経験をもとに、企業価値創造の源泉である人的資本経営を意識した経営による競争力強化により、更なる企業価値向上のために適任であると判断し、取締役候補者となりました。



6 なかむら こういち
中村 恒一
(1957年11月7日生)

再任 社外 独立
所有する当社の株式 28,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年 4 月	(株)日本リクルートセンター（現(株)リクルートホールディングス）入社	2012年 4 月	(株)リクルート（現(株)リクルートホールディングス）取締役相談役就任
1999年 6 月	(株)リクルート（現(株)リクルートホールディングス）取締役就任	2014年 6 月	(株)リクルートホールディングス取締役相談役退任
2008年 4 月	(株)リクルート（現(株)リクルートホールディングス）取締役副社長就任	2016年 12 月	当社社外取締役就任（現任）

社外取締役として期待される役割及び候補者とした理由

(株)日本リクルートセンター（現(株)リクルートホールディングス）において長期にわたり、同社の取締役・取締役副社長として経営を牽引した経歴をもち、企業経営・人事戦略・M&Aに関する豊富な経験・実績と広い見識を有しております。また、独立・社外の立場から投資や重要事項の意思決定等に尽力しております。中長期的な企業価値の向上と持続的成長、経営の監督、サクセッションプラン、役員報酬についてまで幅広い議論をするために取締役により構成される任意の会議体（以下、「社外取締役会」）を毎月開催しており、これらの議論を起点とし、持続的な企業価値向上を担う将来の取締役候補者を含めた幹部人材の選抜・育成・仕組み作り等について議論・策定を行っております。なお、同氏は指名・報酬諮問委員会に参加し、当年度の諮問をいたしました。

かかる経験・実績・見識を踏まえ、今後も継続的な、コーポレート・ガバナンスの強化・当社グループ企業価値の向上のため、独立社外取締役として、取締役会等の意思決定に際し、独立した第三者的な観点から経営の監督・助言・提言等を期待できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。

（注）
・同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、本議案が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。



7 たかおか こうぞう
高岡 浩三
(1960年 3月30日生)

再任 社外 独立
所有する当社の株式数 0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 4 月	ネスレ日本(株)入社	2015年 4 月	ケイアンドカンパニー(株)代表取締役就任(現任)
2005年 1 月	ネスレコンフェクショナリー(株) (2010年 1 月 1 日にネスレ日本(株)に統合) 代表取締役社長就任	2019年 8 月	KTデジタル(株)代表取締役就任(現任)
2010年 1 月	ネスレ日本(株)代表取締役副社長飲料事業本部長就任	2020年 3 月	ネスレ日本(株)代表取締役社長兼 CEO 退任
2010年 11 月	ネスレ日本(株)代表取締役社長兼CEO 就任	2020年 12 月	当社社外取締役就任（現任）
		2025年 6 月	ソニーフィナンシャルグループ(株)社外取締役就任（現任）

社外取締役として期待される役割及び候補者とした理由

ネスレ日本(株)の代表取締役社長兼CEOとして、またネスレ・グローバルのボードメンバーとして長期にわたり経営を牽引した経歴をもち、企業経営・マーケティング・グローバル戦略に関する国内外での豊富な経験・実績と広い見識を有しております。また、独立・社外の立場から投資や重要事項の意思決定等に尽力しております。さらに、毎月開催している社外取締役会での議論にも参加、これらの議論を起点とし、持続的な企業価値向上を担う将来の取締役候補者を含めた幹部人材の選抜・育成・仕組み作り等について議論・策定を行っております。なお、同氏は指名・報酬諮問委員会に参加し、当年度の諮問をいたしました。

かかる経験・実績・見識を踏まえ、今後も継続的な当社グループ企業価値の向上のため、独立社外取締役として、取締役会等の意思決定に際し、独立した第三者的な観点から経営の監督・助言・提言等を期待できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

（注）
・同氏が2020年3月まで業務執行者であったネスレ日本(株)との間に特別な取引関係はありません。
・同氏が代表を務めるケイアンドカンパニー(株)及びKTデジタル(株)と当社との間に特別な取引関係はありません。
・同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、本議案が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

-
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 中村恒一氏及び高岡浩三氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は中村恒一氏及び高岡浩三氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。本議案が承認された場合には、両氏と当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・争訟費用を填補いたします。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 社外取締役である中村恒一氏及び高岡浩三氏が在任中に、当社子会社である株式会社CyberOwlにて不適切な会計処理を行っていた事案が判明いたしました。両氏が当該事案の発生予防のために行なった行為及び判明後の対応として行なった行為の概要については事業報告「2. 会社の現況に関する事項」に記載しています。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	候補者属性	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数
1	しおつき とうこ 塩月 燈子	女性	常勤監査等委員である取締役	再任	14回/14回 (100%)	13回/13回 (100%)
2	なかむら ともみ 中村 知己	男性	監査等委員である社外取締役	再任 社外 独立	14回/14回 (100%)	13回/13回 (100%)
3	かんざき たかひろ 神先 孝裕	男性	—	新任 社外 独立	—	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者



1 しおつき とうこ
塩月 燈子

(1973年1月9日生)

再任

所有する当社の株式数 38,400株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年4月	日本航空(株)入社	2000年7月	当社監査役就任
1999年10月	公認会計士第二次試験合格	2017年12月	当社監査等委員である取締役就任(現任)

取締役候補者とした理由

会計士補資格と法務博士（専門職）（東京大学大学院）の学位をもち、事業会社向けの会計・監査・法務についての幅広い見識と豊富な経験等を有しており、それらに基づき当社の経営を監督しております。さらに、取締役会のダイバーシティに寄与し、多角的な視点からの有効な助言等を行っており、当社の監査の実務や体制の整備、コーポレート・ガバナンスの強化等に貢献しております。かかる経験・実績・見識を踏まえ、今後も引き続き当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献を期待できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。



2 なかむら ともみ
中村 知己

(1973年10月19日生)

再任 社外 独立

所有する当社の株式数 0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年11月	司法試験合格	2017年4月	司法研修所 民事弁護教官就任
1999年4月	弁護士登録（東京弁護士会）	2019年6月	(株)MMコーポレーション 監査役就任(現任)
	永石一郎法律事務所入所（現任）	2021年12月	当社監査等委員である社外取締役就任（現任）

社外取締役として期待される役割及び候補者とした理由

弁護士として長年にわたる企業法務の実績と豊富な実務経験とともに、司法研修所の民事弁護教官として3年間の指導経験を有しております。また、会社法、民法、知的財産法等をはじめとする法令に関する幅広い専門的知識と深い見識を有しております。また、社外・独立的立場から経営を監督し、当社の監査体制及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献しております。かかる経験・実績・見識を踏まえ、今後も引き続き同氏の高い専門性と経験により当社の監査体制及びコーポレート・ガバナンスの強化への貢献と取締役会の意思決定に際して、社外・独立的な立場からの経営の監督ならびに適切な指摘等を期待できるものと判断し、監査等委員である独立社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

(注)

- ・同氏が所属する永石一郎法律事務所は、当社との間で2016年10月1日から2025年現在に至るまで過去9年間取引関係はございません。（なお、2011年10月1日から2016年9月30日までの期間における当社と永石一郎法律事務所との法務関連業務の委託取引額は、年間平均10万円未満となっております。）
- ・同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、本議案が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。



3

かんざき たかひろ
神先 孝裕
(1986年12月25日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数 0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2010年 2 月	あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 入所	2017年 3 月	(株)ジモティー社外監査役就任（現任）
2013年 11月	Kepple会計事務所設立	2023年 4 月	(株)今治・夢スポーツ社外取締役就任（現任）
2015年 2 月	(株)ケップル設立 代表取締役就任（現任）	2023年 5 月	(株)ケップルグループ設立 代表取締役就任（現任）

社外取締役として期待される役割及び候補者とした理由

公認会計士として大手監査法人で監査実務を経験し、起業した会社の代表取締役として会社経営を行っており、財務及び会計に関する見識のみならず、経営者としての豊富な経験及び見識も有しております。また、社外取締役としての経営の監督経験に加え、上場会社の社外監査役としての監査・監督を行ってきた実績も有しており、専門的な知見と多角的視点をもって経営の監督及び適切な助言等を期待できるものと判断し、監査等委員である独立社外取締役の候補者となりました。

(注)

- ・同氏は、株式会社ケップルグループにおいて、関連会社の代表取締役を務めております。なお、現時点では当社との間での特別な取引関係はありません。
- ・同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が承認され取締役に就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中村知己氏及び神先孝裕氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は塩月燈子氏及び中村知己氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。本議案が承認された場合には、両氏と当該契約を継続する予定であります。神先孝裕氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同氏との間に当該契約を締結する予定です。
4. 当社は、当社取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・争訟費用を補填いたします。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役の堀内雅生氏は任期満了により退任いたします。
6. 社外取締役である中村知己氏が在任中に、当社子会社である株式会社CyberOwlにて不適切な会計処理を行っていた事案が判明いたしました。中村氏が当該事案の発生予防のために行なった行為及び判明後の対応として行なった行為の概要については事業報告「2. 会社の現況に関する事項」に記載しています。

【参考】

役員体制図



※緑枠が社外取締役（全取締役に占める社外取締役の割合 40%）

※赤枠が女性取締役（全取締役に占める女性取締役の割合 20%）

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2017年12月15日開催の第20回定時株主総会において、年額8億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）とご承認いただいております（取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項についての詳細はP22記載の通り）が、今般、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象の新任取締役1名（以下「対象取締役」という。）に対し、新たに譲渡制限付株式を非金銭報酬として支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される譲渡制限付株式は2026年9月期に一括して発行又は処分されるものとし、当社の代表取締役の地位としての役割と責任に鑑み、中長期の企業価値向上のインセンティブとして一括して発行又は処分される当社の普通株式の総数は30万株以内、3億円以内を上限といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。また、譲渡制限付株式の付与に際しては、下記のとおり金銭の払込み等を要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）として算出いたします。

当社は、2021年12月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は22頁に記載のとおりとなります。また、2025年11月14日開催の取締役会において、非金銭報酬に関する取締役の個人別の報酬等の決定方針を新たに決議しております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、その内容を15頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、当社は、第3号議案が原案どおり承認可決された場合には、本総会後の取締役会において山内隆裕氏を新たに代表取締役として選定する予定であり、対象取締役は同氏のみとなります。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、対象取締役は金銭の払込み等を要しないものとし、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により当社普通株式（以下「本割当株式」という。）の割当を受けた日より当社代表取締役またはこれに準ずる地位を喪失するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

2. 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、2035年に開催される定時株主総会の日までの期間（以下、「対象期間」という。）継続して当社代表取締役またはこれに準ずる地位にあったことを条件として、その全ての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、対象期間が満了する前に当社代表取締役またはこれに準ずる地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

3. 本割当株式の無償取得

対象取締役が対象期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記2. の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編等における取扱い

上記1. の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。

5. その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(参考：非金銭報酬に関する方針)

代表取締役社長に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、代表取締役社長の就任年度に一括で、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、譲渡制限株式（RS）を付与いたします。付与する株数は、代表取締役社長の職責、在任年数その他業績も総合考慮して、取締役会にて審議し、その後指名・報酬諮問委員会に諮問した上で、取締役会で決定いたします。なお、ストックオプションを付与する場合についての内容・算定方法等については、法令に従い、取締役会にて方針を決定いたします。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、2016年に開局した新しい未来のテレビ「ABEMA」を中心とした事業拡大を目指しております。昨今、日本のみならず世界においてメディアミックス戦略を中心としたIPビジネスが急成長しており、当社も「ABEMA」と親和性の高いIP事業の強化に取り組んでおります。

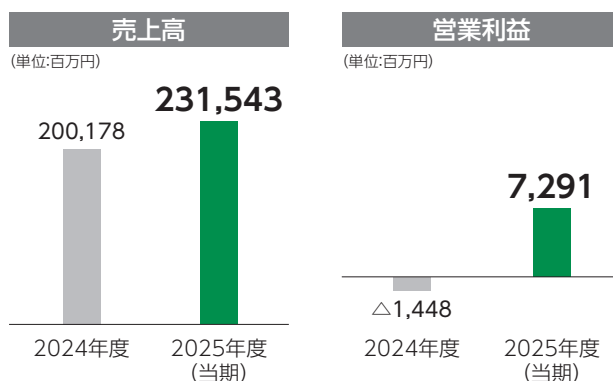
当連結会計年度は、メディア&IP事業が高い増収率を継続し、ゲーム事業において大型なヒットタイトルを創出するとともに、インターネット広告の市場成長を取り込み、売上高は874,030百万円（前年同期比9.1%増）と創業来28期増収を継続いたしました。また、メディア&IP事業が10年ぶりに黒字化をし、収益性の高いゲーム事業が大幅増益したことで、営業利益は71,702百万円（前年同期比78.9%増）、経常利益は71,743百万円（前年同期比80.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は31,667百万円（前年同期比98.2%増）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。

① メディア&IP事業

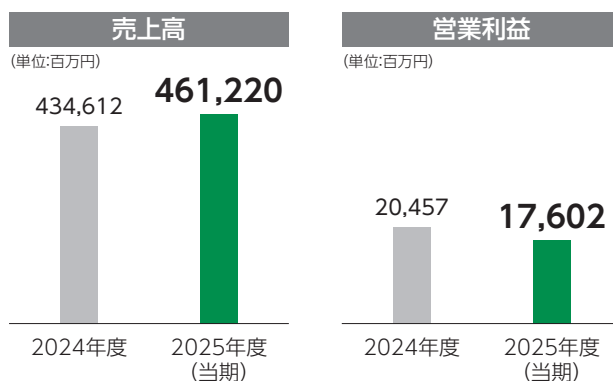
メディア&IP事業には、「ABEMA」、「WINTICKET」等が属しており、それらが重層的に売上を積み上げ、売上高は231,543百万円（前年同期比15.7%増）と好調に推移し、営業利益は前年同期比8,739百万円増の7,291百万円となり、新しい未来のテレビ「ABEMA」を開局後、10年ぶりに黒字化いたしました。



② インターネット広告事業

インターネット広告事業には、インターネット広告事業本部、AI事業本部等が属しております。

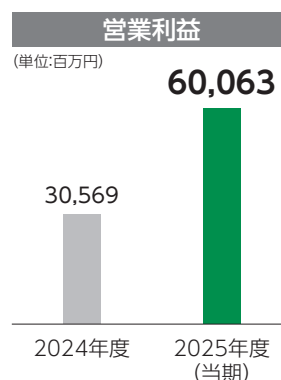
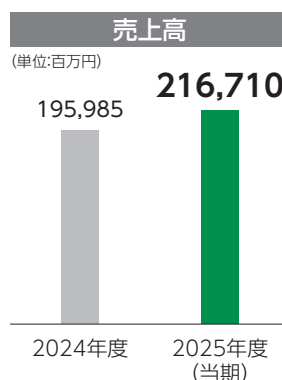
下半期に大型顧客の離脱があったものの堅調に推移し、売上高は461,220百万円（前年同期比6.1%増）となりました。営業利益は、AIを活用した新規事業への投資等により17,602百万円（前年同期比14.0%減）となりました。



③ ゲーム事業

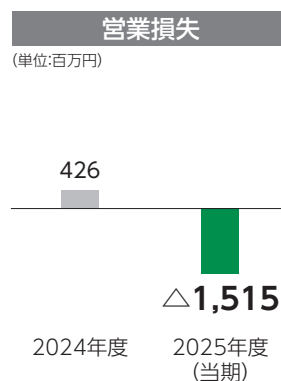
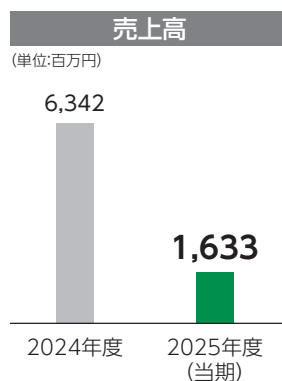
ゲーム事業には、(株)Cygames、(株)アプリボット、(株)QualiArts、(株)Colorful Palette等が属しております。

当連結会計年度は、複数の新規ゲームタイトルの大型ヒットに恵まれたとともに海外展開が奏功し、売上高は216,710百万円（前年同期比10.6%増）となりました。営業利益は外部決済への移行効果等もあり60,063百万円（前年同期比96.5%増）となりました。



④ 投資育成事業

投資育成事業にはコーポレートベンチャーキャピタル、(株)サイバーエージェント・キャピタルにおけるファンド運営等が属しており、売上高は1,663百万円（前年同期比73.8%減）、営業損失は1,515百万円（前年同期間426百万円の営業利益）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は10,709百万円で、主要なものはオフィス設備及び連結子会社(株)リアルゲイトにおける自社保有の事業用オフィス用地の取得に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、以下3点を主な経営課題と認識しております。

- ① メディア&IP事業
いつでもどこでも繋がる社会インフラ「ABEMA」の規模拡大
マネタイズ強化による収益性の向上
オリジナルIPの創出・発掘・製作・マネタイズ
- ② インターネット広告事業
広告効果最大化を優位性にシェア拡大
AI・DX分野の事業推進等による収益性の改善
- ③ ゲーム事業
継続的な新規タイトルの提供
既存タイトルの長寿命化

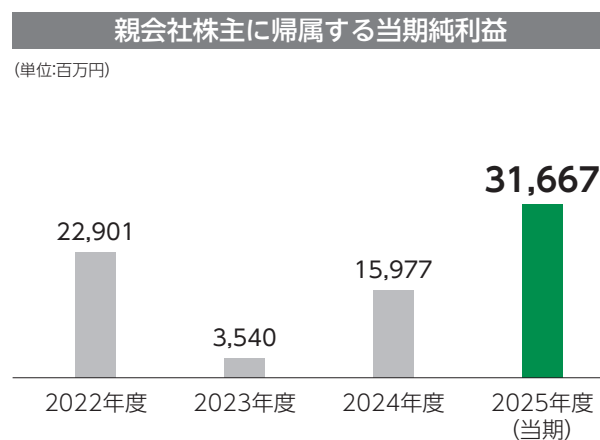
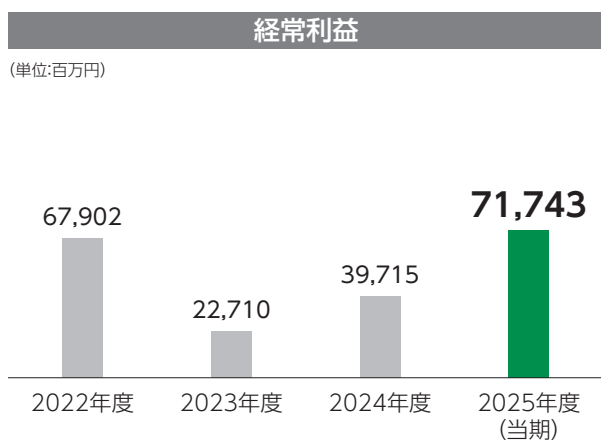
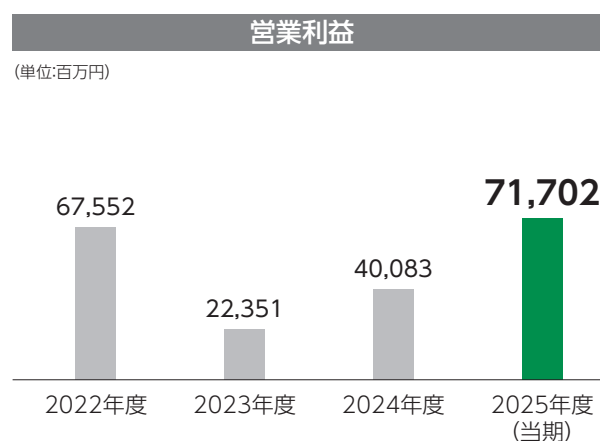
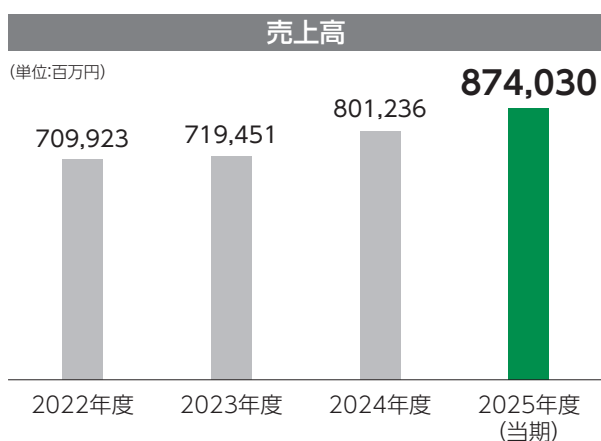
これらの経営課題を解決して事業拡大・成長し続けるために、事業拡大に応じた内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図りながら、人材採用・育成・活性化に積極的に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2022年9月期)	第 26 期 (2023年9月期)	第 27 期 (2024年9月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高 (百万円)	709,923	719,451	801,236	874,030
営業利益 (百万円)	67,552	22,351	40,083	71,702
経常利益 (百万円)	67,902	22,710	39,715	71,743
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	22,901	3,540	15,977	31,667
1株当たり当期純利益 (円)	45.29	6.99	31.56	62.52
総資産額 (百万円)	381,933	475,222	516,686	557,162
純資産額 (百万円)	221,245	228,450	250,504	275,681
1株当たり純資産額 (円)	281.85	278.47	307.36	355.17

(注) 第25期から第27期記載金額は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

● 損益の状況の推移グラフ



(10) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
8,150名 (3,448名)	430名増 (482名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,588名 (407名)	224名増 (39名減)	33.8歳	6.5年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 重要な子会社の状況 (2025年9月30日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)Cygames	124百万円	64.5%	ゲーム事業
(株)AbemaTV	100百万円	55.2%	新しい未来のテレビ「ABEMA」の運営
(株)CyberZ	40百万円	100.0%	スマートフォン向け広告に特化した広告代理事業
(株)Colorful Palette	124百万円	90.0%	ゲーム事業
(株)WinTicket	120百万円	100.0%	公営競技のインターネット投票サービス「WINTICKET」の運営
(株)ニトロプラス	110百万円	72.5%	ゲーム・アニメ・小説・イラスト等のコンテンツ制作事業
(株)CyberACE	120百万円	100.0%	広告代理事業

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,517,119,200株
- ② 発行済株式の総数 506,778,493株
(自己株式数1,107株を除く)
- ③ 株主数 104,357名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
藤田 晋	84,254,000	16.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	78,820,200	15.55
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	33,530,560	6.62
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	9,225,400	1.82
株式会社嶋村吉洋映画企画	8,748,000	1.73
GOVERNMENT OF NORWAY	7,621,896	1.50
JPモルガン証券株式会社	7,578,337	1.50
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	7,347,969	1.45
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	6,584,620	1.30
JP MORGAN CHASE BANK 385781	6,082,517	1.20

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	性別	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 田 晋	男性	経営全般	
取締役 執行役員 副社長	日 高 裕 介	男性	ゲーム事業管轄	
取締役 専務執行役員	中 山 豪	男性	全社機能管轄	
取 締 役	中 村 恒 一	男性		
取 締 役	高 岡 浩 三	男性		ケイアンドカンパニー(株)代表取締役 KTデジタル(株)代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	塩 月 燈 子	女性		
取 締 役 (監 査 等 委 員)	堀 内 雅 生	男性		(株)U-NEXT HOLDINGS常勤監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 村 知 己	男性		永石一郎法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役中村恒一氏、取締役高岡浩三氏、取締役(監査等委員)堀内雅生氏及び取締役(監査等委員)中村知己氏は、社外取締役であります。
2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役中村恒一氏、取締役高岡浩三氏、取締役(監査等委員)堀内雅生氏及び取締役(監査等委員)中村知己氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 取締役(常勤監査等委員)塩月燈子氏は、会計・監査・法務に関する相当程度の知見を有しております。

② 会社役員に対する報酬等

i. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年12月10日の取締役会において、次のとおり決議いたしました。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、独立社外取締役が構成員の過半数を占める報酬諮問委員会へ諮問し、承認の答申を得ております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は監査等委員の協議により決定しております。

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する内容及び決定方法は次のとおりです。

(i) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬（ともに金銭報酬とする。）により構成され、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において定め、報酬諮問委員会への諮問を行った後、その答申内容に基づいて、取締役会にて決定いたします。なお、社外取締役の報酬は、基本報酬のみといたします。

(ii) 基本報酬の内容及び額等の決定に関する方針

基本報酬は、役職・グレード・役割等を考慮して定められた金額の範囲内で、これを定めるものとします。

(iii) 業績連動報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬は、各事業年度の営業利益に対する一定の割合を原資とし、業務執行を担当する取締役に対して、当該事業年度における業績、貢献度合い等を勘案し、これを定めるものとします。

(iv) その他報酬に関する方針

その他の非金銭報酬等を支給する場合、内容・算定方法等について、法令に従い、取締役会にて方針を決定いたします。

ii. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額は、2017年12月15日開催の第20回定時株主総会において、年額8億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）、監査等委員である取締役の報酬等限度額は、年額3,000万円以内と決議しておりますが、2021年12月10日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち社外取締役分の報酬額について、今後の増員、社外取締役に求める役割の増加や経済情勢等諸般の事情等を考慮し、年額3,000万円以内から年額6,000万円以内と改定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の計8名です。

iii. 取締役の報酬等の額

役員区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			金銭報酬		非金銭報酬
			固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （2名）	406百万円 （35百万円）	250百万円 （35百万円）	95百万円 （－）	61百万円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	20百万円 （9百万円）	20百万円 （9百万円）	－ （－）	－ （－）
合 計 （うち社外役員）	8名 （4名）	426百万円 （44百万円）	270百万円 （44百万円）	95百万円 （－）	61百万円 （－）

③ 社外役員に関する事項

i. 重要な兼職先と当社との関係

	重要な兼職先	当社との関係
取締役 高岡 浩三	ケイアンドカンパニー(株)代表取締役 KTデジタル(株)代表取締役	特別な取引関係はありません
取締役（監査等委員） 堀内 雅生	(株)U-NEXT HOLDINGS常勤監査役	特別な取引関係はありません
取締役（監査等委員） 中村 知己	永石一郎法律事務所弁護士	特別な取引関係はありません

ii. 当事業年度における主な活動状況

	出席・発言状況等
取締役 中村 恒一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、取締役会において、企業経営・人事戦略・M&Aに関する豊富な経験・実績と広い見識に基づく実践的かつ客観的な助言、提言を行っております。また、任意の指名・報酬諮問委員会においては委員として、独立した立場から客観性のある観点からの意見を述べ、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしています。
取締役 高岡 浩三	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、取締役会において、企業経営・マーケティング・グローバル戦略に関する国内外での豊富な経験・実績と高い見識をもとに、独立性をもった幅広い見地から主に経営に対する的確な監督・助言を行っております。また、任意の指名・報酬諮問委員会においては委員として、独立した立場から客観性のある観点からの意見を述べ、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしています。
取締役（監査等委員） 堀内 雅生	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会、監査等委員会において、主に財務・経理・税務・内部統制に関する豊富な経験、知識に基づく助言、提言を行っております。また、任意の指名・報酬諮問委員会においては委員長として、独立した立場から客観的な議論となるよう主導し、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 中村 知己	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会、監査等委員会において、各種法令に関する幅広い専門的知識と深い見識に基づく助言、提言を行っております。また、任意の指名・報酬諮問委員会においては委員として、独立した立場から客観性のある観点からの意見を述べ、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしています。

iii. 法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当社子会社である株式会社CyberOwlにて不適切な会計処理を行っていた事案が判明いたしました。当社の社外取締役及び監査等委員である社外取締役の各氏は当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。当該事実の判明後は、当該事実の徹底した調査及び再発

防止に向けたガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底を求める等、その職責を果たしております。なお、本件につきましては2025年4月16日付け『当社連結子会社の不適切な会計処理に起因する社内調査委員会の調査報告書受領及び過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出見込みに関するお知らせ』及び同年5月15日付け『過年度有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ』に詳細を記載しておりますので、当社ホームページ（https://www.cyberagent.co.jp/ir/ir_news/）をご参照ください。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役（監査等委員含む）、執行役員及び従業員、ならびに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・争訟費用を当該保険契約にて填補いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	390,215	流動負債	177,791
現金及び預金	229,849	買掛金	81,747
受取手形、売掛金及び契約資産	88,514	未払金	30,293
棚卸資産	10,304	未払法人税等	20,797
営業投資有価証券	16,339	短期借入金	600
その他	45,300	その他	44,352
貸倒引当金	△93	固定負債	103,689
固定資産	166,908	転換社債型新株予約権付社債	40,353
有形固定資産	32,595	長期借入金	52,418
建物及び構築物	12,486	勤続慰労引当金	3,734
工具、器具及び備品	7,948	資産除去債務	2,668
土地	11,274	繰延税金負債	2,446
その他	885	その他	2,067
無形固定資産	56,763	負債合計	281,481
のれん	13,894	(純資産の部)	
ソフトウェア	14,129	株主資本	166,285
ソフトウェア仮勘定	20,699	資本金	7,654
その他	8,039	資本剰余金	12,372
投資その他の資産	77,549	利益剰余金	146,260
投資有価証券	46,298	自己株式	△1
長期貸付金	1,154	その他の包括利益累計額	13,707
繰延税金資産	9,946	その他有価証券評価差額金	13,551
その他	21,020	為替換算調整勘定	155
貸倒引当金	△871	新株予約権	3,760
繰延資産	38	非支配株主持分	91,927
		純資産合計	275,681
資産合計	557,162	負債純資産合計	557,162

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024 年10月 1 日から
2025 年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		874,030
売上原価		609,978
売上総利益		264,051
販売費及び一般管理費		192,349
営業利益		71,702
営業外収益		
受取利息	400	
受取配当金	481	
受取賃貸料	257	
その他	483	1,622
営業外費用		
支払利息	428	
投資有価証券評価損	217	
持分法による投資損失	244	
貸倒引当金繰入額	199	
その他	492	1,581
経常利益		71,743
特別利益		
投資有価証券売却益	389	
固定資産売却益	1,759	
その他	171	2,319
特別損失		
減損損失	6,319	
その他	1,515	7,835
税金等調整前当期純利益		66,227
法人税、住民税及び事業税	25,883	
法人税等調整額	△1,620	24,263
当期純利益		41,964
非支配株主に帰属する当期純利益		10,296
親会社株主に帰属する当期純利益		31,667

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	64,878	流動負債	81,504
現金及び預金	996	買掛金	50,872
受取手形	315	未払金	12,247
売掛金	31,341	未払費用	1,444
営業投資有価証券	14,127	契約負債	3,283
前払費用	4,078	預り金	13,027
その他	14,047	その他	628
貸倒引当金	△30	固定負債	84,277
固定資産	150,002	転換社債型新株予約権付社債	40,353
有形固定資産	6,245	長期借入金	40,000
建物	3,047	勤続慰労引当金	2,874
工具、器具及び備品	2,419	資産除去債務	1,049
その他	778	負債合計	165,782
無形固定資産	1,021	(純資産の部)	
ソフトウェア	701	株主資本	33,482
その他	319	資本金	7,654
投資その他の資産	142,736	資本剰余金	3,674
投資有価証券	37,317	資本準備金	2,740
関係会社株式	35,441	その他資本剰余金	933
出資金	981	利益剰余金	22,156
関係会社長期貸付金	163,009	その他利益剰余金	22,156
繰延税金資産	43	繰越利益剰余金	22,156
その他	688	自己株式	△1
貸倒引当金	△94,745	評価・換算差額等	13,033
繰延資産	38	その他有価証券評価差額金	13,033
		新株予約権	2,620
		純資産合計	49,136
資産合計	214,919	負債純資産合計	214,919

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024 年10月 1 日から
2025 年 9 月30 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		420,726
売上原価		372,104
売上総利益		48,621
販売費及び一般管理費		51,175
営業損失		2,553
営業外収益		
受取利息	1,015	
受取配当金	12,369	
その他	56	13,442
営業外費用		
支払利息	259	
社債発行費償却	10	
貸倒引当金繰入額	190	
その他	162	622
経常利益		10,265
特別利益		
関係会社整理益	118	
その他	3	121
特別損失		
減損損失	67	
関係会社株式評価損	639	
投資有価証券評価損	206	
関係会社整理損	609	
その他	139	1,662
税引前当期純利益		8,723
法人税、住民税及び事業税	329	
法人税等調整額	△543	△214
当期純利益		8,938

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月14日

株式会社サイバーエージェント
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 広瀬 勉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村山 拓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバーエージェントの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーエージェント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月14日

株式会社サイバーエージェント
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 広 瀬 勉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村 山 拓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーエージェントの2024年10月1日から2025年9月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月14日

株式会社サイバーエージェント 監査等委員会

監査等委員会 委員長	堀 内 雅 生	㊞
監 査 等 委 員	中 村 知 己	㊞
常勤監査等委員	塩 月 燈 子	㊞

(注) 監査等委員堀内雅生及び中村知己は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

開催会場

セルリアンタワー東急ホテル内 地下2階 ボールルーム

東京都渋谷区桜丘町26-1 電話 03-3476-3000(代表)



交通のご案内

渋谷駅より徒歩5分

JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン

東京メトロ 銀座線・半蔵門線

東京メトロ 副都心線

東急東横線・田園都市線

京王井の頭線

車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導などが必要な株主様は、事前にご連絡をお願いいたします。

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。